

甲府市斎場火葬業務及び火葬炉保守点検業務仕様書

本仕様書は、甲府市斎場（以下「本市斎場」という。）の火葬業務及び火葬炉保守点検業務（以下「火葬業務等」という。）を円滑に実施するため業務の内容を定めるものである。

なお、本仕様書に記載されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と協議するものとする。

1. 委託業務名

甲府市斎場火葬業務及び火葬炉保守点検業務

2. 準備期間

契約締結の日から令和7年3月31日までの期間を準備期間とする。準備期間中については、委託料は発生しないものとする。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

4. 施設名、所在地、施設の概要

（1）施設名 甲府市斎場

（2）所在地 甲府市古府中町5079番地の6

（3）施設の概要

① 敷地面積 16,617.924 m²

② 建築面積 1,836.194 m²

③ 施設概要 火葬棟（鉄筋コンクリート2階建）

1階 焼香ホール、炉前ホール、霊安室、電気室、機械室、空調機械室、
火葬炉（大型炉1基、普通炉5基、汚物炉1基）、作業員控室

2階 排気ファン室

待合棟（鉄筋コンクリート平屋建）

エントランスホール、待合ホール、事務室、トイレ、
待合室1・2・3（24人）、待合室5・6（50人）

④ 供用開始 昭和59年7月1日

5. 休場日

毎年1月1日～3日（3日間）、施設定期点検日（2日間）

6. 火葬実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10歳以上	2, 423	2, 588	2, 632
10歳未満	0	7	1
死胎	19	20	20
胞衣産汚物	0	1	1
人体分離物	8	57	10
計	2, 450	2, 673	2, 664

※1日最大10件程度

7. 火葬業務

(1) 勤務時間

特別の理由がある場合を除き、午前8時00分から午後5時15分までとする。ただし、午後5時を過ぎて火葬業務を行う必要が生じた場合は、この限りではない。

(2) 業務の遂行

業務を遂行するにあたり、関係法令及び次の事項を遵守すること。

- ① 業務委託契約書及び本仕様書に基づき、業務場所の厳肅性を重んじて誠実・親切・正確性を基調として履行する。
- ② 常に委託者と綿密な連携を図る中で、その指示に従い忠実かつ誠実に業務を行う。
- ③ 遺族及び会葬者に接する態度には十分留意し、感情を害さないよう配慮する。
- ④ 遺族及び会葬者へのサービスの向上に努める。
- ⑤ 地震その他の災害若しくは事故等が発生し、委託者が必要と認める場合は、委託者の指示により業務を行うものとする。

(3) 業務従事者遵守事項

- ① 作業中に怪我等の事故がないよう安全面には万全を期すること。
- ② 斎場の出退場にあたっては、戸締り、火気の点検、消灯等の見回り確認を行うこと。
- ③ 斎場運営に支障が生じないよう円滑に業務を実施すること。

(4) 人員の配置等

- ① 業務従事者うちから責任者を1名、常時配置しなければならない。
- ② 業務従事者のうち1人以上は、甲種又は乙種第4類危険物取扱者の資格を有する者でなければならない。
- ③ 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負わなければならない。

(5) 事故・故障等トラブルの予防及び発生対応

受託者は、発生状況を把握し、遺族及び会葬者並びに委託者へその内容を説明するとともに、トラブルへの対応を速やかに行うこと。また、機器等に交換が必要となる場合においては、委託者へ速やかに報告するとともに、原則3日以内に修理等を完了すること。

(6) 緊急時対応等

受託者は、遺族及び会葬者の安全を図るため、地震その他の災害若しくは事故等の発生が予見され、又はこれらが発生したときの対応及び防犯・防火対策について、委託者と協議のうえ計画を作成するものとし、定期的に見直しを行うこととする。

また、地震その他の災害若しくは事故等の発生が予見され、又はこれらが発生したときは、計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、その状況及び措置の内容について、速やかに委託者へ報告をしなければならない。

(7) 業務内容

- ① 火葬炉の点検・準備
- ② 焼香ホール祭壇の準備
- ③ 遺族及び会葬者控室の割振り
- ④ 霊柩車到着時における棺の受入れ、納棺、収骨終了までの儀式
- ⑤ 収骨前及び収骨の場内放送
- ⑥ 火葬炉、汚物炉、その他火葬設備機器の運転操作及び運転終了後の清掃
- ⑦ 火葬用燃料（灯油）の残量確認及び作業日報への記載、業者への灯油発注
- ⑧ 残骨灰の処理及び保管
- ⑨ 火葬棟（火葬炉、機械室等）の清掃及び火葬用器具等の整理整頓
- ⑩ 斎場進入路及び駐車場の清掃
- ⑪ 地震その他の災害の発生が予見され、又はこれらが発生した時の遺族及び会葬者に対する誘導その他安全の確保
- ⑫ 本市斎場より支給・貸与される消耗品・備品等の管理
- ⑬ 遺族及び会葬者への対応
- ⑭ 前各号に掲げる業務に付随する業務

(8) 焼骨及び火葬残骨灰の取り扱い

受託者は、焼骨及び火葬残骨灰を丁寧に取り扱うこと。特に焼骨を骨壺に納める際には、遺族及び会葬者の心情に十分配慮して取り扱いをすること。

(9) 服務等の規定

- ① 受託者は、業務従事者に業務の公共性を認識させ、遺族及び会葬者に対し常に公平かつ礼節な態度をもって接遇するよう指導すること。
- ② 遺族及び会葬者に直接対応する業務従事者は、厳粛で礼儀正しい態度で業務を遂行するとともに、あらかじめ委託者の承認を得た統一した制服、作業着、作業靴及び名札を着用すること。
- ③ 業務従事者は、遺族及び会葬者から金品等を受領してはならない。
- ④ 受託者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、火葬業務の履行に関し知り得た情報を漏らし、又は火葬業務の履行以外の目的に使用してはならない。

8. 火葬炉保守点検業務

(1) 業務内容

① 日常保守点検

- ア. 化粧扉の保守点検
- イ. 断熱扉本体及び上下装置の保守点検
- ウ. 炉内台車及び駆動装置の保守点検
- エ. 炉内耐火材の保守点検
- オ. 再燃バーナーの保守点検
- カ. 主燃バーナーの保守点検
- キ. 熱電対（主燃、再燃、ガス冷）の保守点検
- ク. 温度調節計（主燃、再燃、ガス冷）の保守点検
- ケ. デミスター（ガス冷）、排風機、排気筒、排道ダクトの保守点検
- コ. 排気ダクト、オイル配管、受台車、ポンプユニットの保守点検

② 定期保守点検

- ア. 火葬炉本体（汚物炉を含む）、炉内構造物及び付帯設備の保守点検
- イ. 断熱材、昇降装置、台車駆動装置、レールの保守点検
- ウ. 再燃炉本体の保守点検
- エ. 炉用燃焼装置、燃焼及び脱煙送風機、オイルポンプの保守点検
- オ. オイル、エア配管の保守点検
- カ. 排気設備（煙道、各ダクト、排気筒、冷却器、ダンパー、排風機）の保守点検
- キ. 計装設備（熱電対、リミットスイッチ等）の保守点検
- ク. 電気設備（動力盤、操作盤）の保守点検
- ケ. 運搬車等備品、機器類の保守点検

(2) 実施期日等

- ① 日常保守点検は、斎場稼働日の火葬業務実施前に行うものとする。
- ② 定期保守点検は、年2回実施し、時期については、委託者の指示により決定する。
- ③ 定期保守点検の実施については、火葬業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

(3) 委託者の負担

- ① 保守点検業務のために使用する電気、用水、燃料は委託者が負担する。
- ② 保守点検の結果、設備された機器類の損傷が発見された場合は、委託者に報告又は具申して委託者の指示を仰ぐものとする。

(4) 使用測定機器

測定機器は、次のものを使用すること。（法に基づく検定済みのもの）

- ① 振動計
- ② テスター
- ③ 絶縁抵抗測定器
- ④ 電流計（クランプメーター）
- ⑤ その他必要な計測器

9. 契約の解除

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。